



令和 2 年 第 1 回 箕面市 議会 定例 会議 案

令和2年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	令和2年度箕面市一般会計予算	
第2号議案	令和2年度箕面市特別会計財産区事業費予算	
第3号議案	令和2年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算	
第4号議案	令和2年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算	
第5号議案	令和2年度箕面市特別会計介護保険事業費予算	
第6号議案	令和2年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算	
第7号議案	令和2年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算	
第8号議案	令和2年度箕面市病院事業会計予算	
第9号議案	令和2年度箕面市水道事業会計予算	
第10号議案	令和2年度箕面市公共下水道事業会計予算	
第11号議案	令和2年度箕面市競艇事業会計予算	
報告第1号	専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償請求に関する和解）	5
第12号議案	特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件	9
第13号議案	市道路線の認定及び廃止の件	15
第14号議案	箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定の件	19

別冊

第 1 5 号議案	職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件	21
第 1 6 号議案	箕面市災害見舞金等基金条例及び箕面市福祉基金条例改正の件	23
第 1 7 号議案	箕面市固定資産評価審査委員会条例改正の件	27
第 1 8 号議案	箕面市監査委員条例等改正の件	29
第 1 9 号議案	箕面市印鑑登録及び証明に関する条例改正の件	31
第 2 0 号議案	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件	33
第 2 1 号議案	箕面市立小・中学校設置条例改正の件	35
第 2 2 号議案	箕面市立市民文化ホール条例等改正の件	37
第 2 3 号議案	箕面市教育委員会教育長の任命について同意を求める件	41
第 2 4 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	43
第 2 5 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	45

報告第1号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の3件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和2年1月28日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年12月5日 午前10時10分頃
- (2) 事故発生場所 池田市城南一丁目1番1号 池田・府市合同庁舎駐車場内
- (3) 相手方 池田市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（みどりまちづくり部道路整備室 XXXXXXXXXX 運転）が、上記日時・場所において、駐車スペースから前進した際に、相手方の車両が向かい側の駐車スペースに駐車しようとして後退してきたため、同車両に接触し、その後部バンパーを破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、54,087円とし、市は、相手方に27,044円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和2年1月28日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和2年1月28日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年7月9日 午前10時10分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市稲六丁目14番34号 箕面市立多世代交流センター駐車場内
- (3) 相手方 豊中市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（リース車両。健康福祉部生活援護室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、方向転換のため後退していたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、同車両のフロントバンパー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容
- 1 本件事故による相手方の損害額は、506,600円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
 - 2 市がリース会社と締結した公用車賃貸借契約に基づき、同社が相手方に市の負担額の全額を支払ったことをもって、市が相手方に支払うべき金額の支払とする。
- (6) 和解年月日 令和2年1月30日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和2年1月31日専決）

- (1) 事故発生日時 令和元年12月3日 午後0時45分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市森町北一丁目4番内の住宅敷地内

- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市の公用車（健康福祉部保健スポーツ室 ■■■■■ 運転）が、上記日時において、接近してきた原動機付自転車を避けようとしたところ、上記場所に駐車していた相手方の車両に接触し、そのフロントバンパー等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、321,880円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和2年1月31日

第 1 2 号議案

特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件

箕面市と箕面都市開発株式会社との間の調停条項（平成 2 2 年（特ノ）第 4 号。平成 2 3 年 1 月 7 日成立）に基づく弁済に関し、別紙「弁済計画表」で定めた弁済方法の一部を変更することについて、別紙合意書案のとおり合意する。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日議決を経た「第 1 2 5 号議案 特定調停申立事件に関する調停条項案の受諾の件」により成立した調停条項別紙「弁済計画表」で定めた弁済方法の一部を変更する合意をし、箕面都市開発株式会社から繰上弁済を受けるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案するものである。

(別紙)

合意書案

箕面市（以下「市」という。）と箕面都市開発株式会社（以下「会社」という。）は、平成23年1月7日成立の市と会社との間の調停条項（平成22年（特ノ）第4号）に関し、弁済計画を変更し、会社が市へ繰上弁済を行うことについて次のとおり合意する。

- 1 会社は、その所有する後記不動産の所有権の一部を市に譲渡し、本件債務2のうち、令和3年3月30日期の元本債務の繰上弁済をする。
- 2 1による変更後の弁済計画は、別紙「弁済計画表」のとおりとする。

不動産の表示

(土地)

所在 箕面市箕面5丁目

地番 732番

地目 宅地

地積 1,500.84㎡

別紙

弁済計画表

箕面都市開発株式会社
(単位：円)

当初借入 元本	残元本 (平成23年 1月7日現在)	弁済	一括弁済	分割弁済		分割弁済				
			平成23年3月1日	平成23年3月30日～平成31年3月30日	令和2年3月30日	令和3年3月30日	令和4年3月30日	令和5年3月30日	令和6年3月30日	
710,000,000	576,369,142	元本 (①)	393,000,000	68,378,126	8,060,044	8,100,345	8,140,846	8,181,551	8,222,458	
		利息 (②)	0	8,752,325	574,956	534,655	494,154	453,449	412,542	
		弁済後残元本	183,369,142		106,930,972	98,830,627	90,689,781	82,508,230	74,285,772	
400,000,000	400,000,000	元本 (③)	127,000,000	0	0	35,000,000	175,000	175,875	176,754	
		利息 (④)	0	12,869,549	1,365,000	1,365,000	1,190,000	1,189,125	1,188,246	
		弁済後残元本	273,000,000		273,000,000	238,000,000	237,825,000	237,649,125	237,472,371	
元本弁済合計 (①+③)			520,000,000	68,378,126	8,060,044	43,100,345	8,315,846	8,357,426	8,399,212	
利息弁済合計 (②+④)			0	21,621,874	1,939,956	1,899,655	1,684,154	1,642,574	1,600,788	
元利金弁済合計 (①+②+③+④)			520,000,000	90,000,000	10,000,000	45,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	

当初借入 元本	残元本 (平成23年 1月7日現在)	弁済	分割弁済					最終弁済	弁済合計額
			令和7年3月30日	令和8年3月30日	令和9年3月30日	令和10年3月30日	令和11年3月30日	令和11年6月1日	平成23年3月1日～ 令和11年6月1日
710,000,000	576,369,142	元本 (①)	8,263,571	8,304,888	8,346,413	8,388,145	8,430,086	32,552,669	576,369,142
		利息 (②)	371,429	330,112	288,587	246,855	204,914	28,540	12,692,518
		弁済後残元本	66,022,201	57,717,313	49,370,900	40,982,755	32,552,669	0	
400,000,000	400,000,000	元本 (③)	177,638	178,526	179,418	180,316	181,217	236,575,256	400,000,000
		利息 (④)	1,187,362	1,186,474	1,185,582	1,184,684	1,183,783	207,409	25,302,214
		弁済後残元本	237,294,733	237,116,207	236,936,789	236,756,473	236,575,256	0	
元本弁済合計 (①+③)			8,441,209	8,483,414	8,525,831	8,568,461	8,611,303	269,127,925	976,369,142
利息弁済合計 (②+④)			1,558,791	1,516,586	1,474,169	1,431,539	1,388,697	235,949	37,994,732
元利金弁済合計 (①+②+③+④)			10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	269,363,874	1,014,363,874

第 1 3 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道桜井市場北 1 号線ほか 5 路線の認定及び市道鍋田川西 1 号線ほか 2 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13801	桜井市場北1号線	桜井二丁目436番20	桜井二丁目434番3	
13802	紅葉ヶ丘3号線支線	箕面七丁目1444番12	箕面七丁目1444番15	
23406	鍋田川西1号線	坊島二丁目250番6	坊島二丁目250番10	
23454	稲中央線支線1号線	稲二丁目384番7	稲二丁目384番18	
23455	坊島池本住宅4号線	坊島五丁目416番30	坊島五丁目421番8	
23456	坊島池本住宅5号線	坊島五丁目416番24	坊島五丁目416番15	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
23406	鍋田川西1号線	坊島二丁目250番6	坊島二丁目250番10	
51089	止々呂美東西線支線1号線	下止々呂美292番	下止々呂美158番3	
53090	止々呂美東西線支線2号線	下止々呂美253番	下止々呂美253番	

第十四号議案

箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例制定
の件

箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、職員等（本市における同項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第二条 市は、法第二百四十三条の二第一項の規定により、職員等の市に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、次項に規定する額を控除して得た額について免れさせるものとする。

2 法第二百四十三条の二第一項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあっては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に二を乗じて得た額）とする。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、職員等の市に対する損害賠償額から免責する額について定めるため、本条例を制定するものである。

第十五号議案

職員の服務の宣誓に関する条例改正の件

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十七年箕面市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員については、別記様式と同様の内容の書面（採用につき特別の事情があると任命権者が認める会計年度任用職員にあつては、任命権者が別に定める書面）に署名して任命権者又は任命権者の指定した者に提出することにより服務の宣誓とすることができる。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（宣誓の特例）

第三条 前条の規定にかかわらず、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、同職員のサービスの宣誓について定めるとともに、緊急の事態に際し宣誓を行う前に職員に職務を行わせることができるようにするため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市災害見舞金等基金条例及び箕面市福祉基金条例改正の
件

箕面市災害見舞金等基金条例及び箕面市福祉基金条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

箕面市災害見舞金等基金条例及び箕面市福祉基金条例の一部
を改正する条例

(箕面市災害見舞金等基金条例の一部改正)

第一条 箕面市災害見舞金等基金条例(昭和五十六年箕面市条例第十三号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箕面市災害対策基金条例

第一条及び第二条を次のように改める。

(設置)

第一条 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に要する経費の財源に
充てるため、箕面市災害対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金に積み立てる額は、予算に定める額とする。

第四条を次のように改める。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し
て、この基金に編入するものとする。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方
法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え
て運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために必要な財源に充てる場
合に限り、処分することができる。

(箕面市福祉基金条例の一部改正)

第二条 箕面市福祉基金条例（昭和五十九年箕面市条例第十三号）の一部
を次のように改正する。

第四条中「計上し、第一条の目的を達成するために充当する」を「計
上して、この基金に編入する」に改める。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方
法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え
て運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の目的を達成するために必要な財源に充てる場
合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市災害見舞金等基金及び箕面市福祉基金の機能の再編に伴い、箕面市災害見舞金等基金を箕面市災害対策基金に改めるとともに、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市固定資産評価審査委員会条例改正の件

箕面市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

箕面市固定資産評価審査委員会条例（平成十一年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市監査委員条例等改正の件

箕面市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市監査委員条例等の一部を改正する条例

(箕面市監査委員条例の一部改正)

第一条 箕面市監査委員条例(昭和四十一年箕面市条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

(箕面市公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

一 箕面市公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年箕面市条例第三十五号)第七条

二 箕面市病院事業の設置等に関する条例(昭和五十六年箕面市条例第二十四号)第八条

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例改正の件

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

箕面市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和五十四年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第三条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、登録申請者が成年被後見人であるときは、前項に規定する申請に際し、その法定代理人が同行しなければならない。この場合においては、当該登録申請者は、前条第二項第二号に該当しない者とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、登録申請者（当該登録申請者が成年被後見人である場合を除く。）が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

第四条第三項中「記録されている」を「記載（法第六条第三項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている）」に改める。

第六条第一項第四号中「(法第六条第三項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削る。

第七条の二第三項、第七条の三第二項、第八条第二項、第九条第三項及び第十条第二項中「第三条ただし書」を「第三条第二項前段及び第三項」に改める。

第十一条第五号中「死亡し、又は失踪宣告若しくは」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 印鑑登録者が死亡し、又は失踪宣告の審判を受けたとき。

第十二条第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、成年被後見人の印鑑の登録に関する取扱いを変更するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例

改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「又は三十リットル袋」を「、三十リットル袋又は四十リットル袋」に改める。

別表第一の一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の死体及び特定家庭用機器を除く。）の部中

「		」	
三〇リットル袋一〇枚につき	六二八円	三〇リットル袋一〇枚につき	六二八円
を		」	
四〇リットル袋一〇枚につき	八三六円	三〇リットル袋一〇枚につき	六二八円
「		」	

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十八条の規定による燃えるごみ専用袋の無料配布は、令

和二年八月一日以後に発行する燃えるごみ専用袋引換券から適用し、同日前に発行された燃えるごみ専用袋引換券は、なお従前の例による。

(提案理由)

燃えるごみ専用袋に、新たに四十リットル袋を追加し、その手数料を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市立小・中学校設置条例改正の件

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例

箕面市立小・中学校設置条例（昭和四十二年箕面市条例第二十六号）の

一部を次のように改正する。

本則の表中

箕面市立彩都の丘小学校

箕面市彩都粟生北二丁目一番五号

を

箕面市立彩都の丘小学校

箕面市彩都粟生北二丁目一番五号

に

（仮称）箕面市立船場小学校

箕面市萱野五丁目七番

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して十年を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

（仮称）箕面市立船場小学校を設置するため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市立市民文化ホール条例等改正の件

箕面市立市民文化ホール条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立市民文化ホール条例等の一部を改正する条例

(箕面市立市民文化ホール条例の一部改正)

第一条 箕面市立市民文化ホール条例(平成十六年箕面市条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第八条 文化ホールの開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、文化ホールの開館時間及び休館日を定めるときは、速やかに公表しなければならない。

附則第三項中「(仮称)箕面市立新文化ホール」を「箕面市立文化芸能劇場」に改める。

(箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 箕面市立市民文化ホール条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える改正規定を次のように改める。

第一条の表に次のように加える。

箕面市立文化芸能劇場

箕面市船場東三丁目一〇番一号

第八条の改正規定を削る。

附則第一項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

(箕面市立図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 箕面市立図書館条例の一部を改正する条例(平成二十九年箕面市条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の表の改正規定中箕面市立萱野南図書館の項を削り、(仮称)箕面市立船場図書館の項を次のように改める。

箕面市立船場図書館

箕面市船場東三丁目一〇番一号

第十七条を改め、同条を第二十九条とし、同条の前に一章及び章名を加える改正規定(第十九条第一項に係る部分に限る。)中「(仮称)箕面市立船場図書館」を「箕面市立船場図書館」に改め、同改正規定(第二十四条第一項に係る部分に限る。)中「第四条の二中」の下に「箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)」とあり、及び同条第四号中「を」加え、同改正規定(第二十四条第二項の表に係る部分に限る。)中

第六条第一項	
箕面市立西南図書館(以下「西南図書館」という。)の会議室及び和室(以下「会議室等」という。)	図書館の施設(委員会規則で定める施設に限る。以下「特定施設」という。)
箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)	指定管理者

を

第六条第一項、 第九条及び第十 一条第一号	使用者	利用者
第六条第二項、 第七条、第九条 及び第十一条	委員会	指定管理者

第六条第一項	箕面市立西南図書館（以 下「西南図書館」とい う。）の会議室及び和室 （以下「会議室等」とい う。）	図書館の施設（委 員会規則で定める 施設に限る。以下 「特定施設」とい う。）
第六条、第七条、 第九条及び第十 一条	委員会	指定管理者
第六条第一項、 第九条及び第十 一条第一号	使用者	利用者

に

改める。

附則第一項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

（箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 箕面市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中箕面市立生涯学習センター条例（令和元年箕面市条例第四号）第二条の表に次のように加える改正規定を次のように改める。

第二条の表に次のように加える。

箕面市立船場生涯学習センター	箕面市船場東三丁目一〇番一号
----------------	----------------

第三条のうち箕面市立生涯学習センター条例第五条第一項に各号を加える改正規定中「(仮称)箕面市立船場生涯学習センター」を「箕面市立船場生涯学習センター」に改める。

(箕面市立生涯学習センター条例の一部改正)

第五条 箕面市立生涯学習センター条例(令和元年箕面市条例第四号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

(開館時間及び休館日)

第九条 センターの開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日を定めるときは、速やかに公表しなければならない。

第十五条第五項中「委員会規則」を「箕面市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中箕面市立市民文化ホール条例第八条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

(仮称)箕面市立新文化ホール、(仮称)箕面市立船場図書館及び(仮称)箕面市立船場生涯学習センターの正式名称及び位置を規定するとともに、箕面市立萱野南図書館を廃止するため、本条例を改正するものである。

第 2 3 号 議 案

箕面市教育委員会教育長の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 1 9 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 藤 迫 稔

	略	歴
昭和 5 6 年	3 月	関西大学商学部卒業
同 5 6 年	4 月	箕面市役所勤務
平成 6 年	4 月	箕面市競艇事業部業務課主査
同 7 年	4 月	箕面市競艇事業部渉外担当係長
同 9 年	7 月	箕面市教育委員会事務局学校教育部総務課学務グループ総括主査

同 13年 4月	箕面市競艇事業部付け課長補佐（労務・警備担当）
同 15年 4月	箕面市競艇事業部企画課長
同 19年 11月	箕面市市長公室総務次長
同 21年 4月	箕面市教育委員会事務局子ども部副部長
同 23年 4月	箕面市教育委員会事務局子ども部長
同 24年 11月	箕面市立萱野小学校副校長
同 25年 1月	箕面市立萱野小学校長
同 28年 4月	箕面市市政統括監
同 29年 4月	箕面市教育委員会教育長（現在に至る。）

（提案理由）

藤迫 稔氏を引き続き箕面市教育委員会教育長に任命するため、提案するものである。

第 2 5 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次の者を箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 高 野 敦 子

略	歴
平成 1 4 年 3 月	奈良女子大学理学部卒業
同 1 4 年 4 月	暁学園暁中学校・高等学校期限付講師（常勤講師）
同 1 5 年 4 月	三重県立いなべ総合学園高等学校教諭
同 2 4 年 4 月	大阪府立豊島高等学校非常勤講師
同 2 5 年 4 月	箕面市教育委員会委員（現在に至る。）

同 3 1 年 4 月 大阪府立北千里高等学校非常勤講師（現在に至る。）

（提案理由）

高野敦子氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。